平成２７年（フ）第４１９号
札幌市厚別区もみじ台北６丁目４番30―505号
債務者　安守　寿子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２１号
札幌市中央区宮の森１条４丁目１番10号　ロフランセ宮の森205号
債務者　生田　雅夫
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５７号
札幌市手稲区富丘２条３丁目６番１号　サンハイツＴ―Ⅱ―101号
債務者　保坂　正敏
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６号
北海道枝幸郡枝幸町歌登東町399番地３
債務者　二ツ森広行
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第７号
北海道枝幸郡枝幸町歌登東町399番地３
債務者　二ツ森　薫
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第５３号
群馬県前橋市青柳町668番地２　伊井マンション203号
債務者　星野由美子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６２号
群馬県前橋市亀泉町21番地７　ＲＣ―304号　高野祐子方、住民票上の住所群馬県渋川市八木原926番地１　レオパレス樫102号
債務者　磯本　卓也
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６４号
群馬県伊勢崎市上諏訪町1260番地１　わかばハイツＢ202
債務者　曽我部明彦
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６７号
群馬県前橋市富士見町漆窪361番地６
債務者　豊田　将志
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６８号
群馬県渋川市有馬651番地１　戸塚アパート戸―３
債務者　山本　一郎
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７１号
群馬県前橋市平和町１丁目８番１号
債務者　櫻井　聖勝
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７４号
群馬県伊勢崎市連取町2348番地６
債務者　関口　直美
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１８５号
京都市上京区六軒町通仁和寺街道下る四番町137番地　ラピュタ306号
債務者　藤田　真弓（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
京都市中京区西ノ京下合町33番地３
債務者　中川　美苗
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４９号
京都市南区唐橋経田町39番地　唐橋第二市住606号
債務者　金田　純也
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
京都市伏見区深草鞍ケ谷40番地１　ハイツモアライフ101号
債務者　豊田　眞也
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地26棟202号
債務者　平沢　秀雄
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係